

公益社団法人日本PTA全国協議会推薦 PTAあんしん活動パッケージ 『GIGAスクールタブレットあんしん補償プラン』



一般社団法人地域創生応援団は、公益社団法人日本 PTA 全国協議会と業務委託・包括的協定を締結し、子どもたちの未来のために、全国の PTA 活動や学校の支援を行っています。

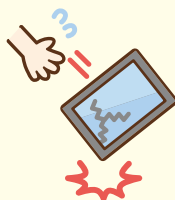
現在、GIGA スクール構想により各市町村より1人1台のタブレット端末が配布され、日々の学習に活用されていると思いますが、貸与された端末の破損などによる修理代金について、ご不安の声を多くお聞きします。そのようなご不安を解消するため、「GIGA スクールタブレットあんしん補償プラン」を準備いたしました。

本制度が保護者の皆様のご不安の解消や経済的な一助になりましたら幸いです。

一般社団法人 地域創生応援団
代表理事 尾上 浩一

こんな場合にお役に立ちます

誤って落としてしまい、動かなくなりました。



自宅の机で勉強中に飲み物をこぼしてしまい、濡れて動かなくなりました。



自宅の床に置いていたタブレットを家族が踏んで液晶画面にひびが入ってしまった。



※新小学1年生のタブレット配布は学校により時期が異なります。配布の時期に合わせてご加入をご検討ください。/

申込締切日	補償開始日※1	一時払掛金※2 (ご負担いただく金額)
第1次締切 ▶ 3月26日	4月1日(午前0時)	2,190円
第2次締切 ▶ 4月26日	5月1日(午前0時)	2,040円
第3次締切 ▶ 5月26日	6月1日(午前0時)	1,890円
第4次締切 ▶ 6月26日	7月1日(午前0時)	1,740円

第4次締切後も11月26日の締切までご加入いただけます。詳しくはホームページをご確認ください。

※1 補償開始日は、4月・5月・6月・7月のそれぞれ1日(午前0時)から始まりますが、補償は2026年4月1日(午後4時)で終了いたします。保険期間に応じて一時払掛金が異なります。

※2 一時払掛金は、保険料とGIGA スクール端末セーフティ会員の年会費(30円)、制度運営費(370円)になります。制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。

お申し込みは
簡単です！

以下のURLまたは2次元コードよりお申し込みください！▶

URL : <https://www.nippi-ansinp.jp/tablet/>



お問
合
せ
先

〈取扱幹事代理店〉

株式会社ベストインシュアランス

〒650-0034

兵庫県神戸市中央区京町75番1 京町栄光ビル4階

TEL 078-332-7171 FAX 078-332-6887

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

giga-popi@best-ins.co.jp

〈引受保険会社〉

日新火災海上保険株式会社

マーケット開発部 大阪グループ

〒542-0076

大阪府大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル3階

TEL 06-7633-8454 FAX 06-6212-0208

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

ポイント①

破損だけでなく、**盗難や水災まで補償!!**

ポイント②

破損等によるタブレットの買替や修理の際には、**最高6万円(消費税込)まで補償!!**
さらに修理業者へ配送するための**宅配便費用も買替や修理の補償と別枠で補償!!**
(送付費用保険金)



1. 補償内容について

貸与されたタブレットが、下記の事由により壊れた場合や故障した場合、補償の対象となります。

	破損等	火災・落雷・爆発	風災	水災	盗難
プランの補償内容	○	○	○	○	○

《保険金をお支払いできない主な場合》

- ・故障、破損が予測される方法で使用了場合に生じた事故
- ・紛失、置き忘れ ・経年劣化によるもの
- ・日常的な利用による摩耗、劣化した消耗品の買い替え など

2. 保険金額について(一台あたりの補償金額)

【修理または買替費用】 **6万円(消費税込)**を限度に補償されます。

●6万円(消費税込)の中から支払われる費用

- ・タブレットの修理または買換費用
- ・修理時のメーカーへの配送費用
- ・故障原因等の調査費用

●別枠で支払われる費用(1万円(消費税込)限度)

- ・修理が不要だった場合の配送費用・梱包費用

※タブレットの修理費用または買替費用が6万円(消費税込)を超えた場合には保険金支払いは6万円が限度となります。

※バッテリー劣化による交換は補償の対象外ですのでご注意ください。

※修理ができず、交換となった場合、保険は終了となります。また修理費用が6万円を超えた場合も保険は終了となり、新たにご加入いただく必要がございます。この場合の保険料に関しては取扱代理店にお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合

貸与されたタブレットが破損・故障してしまった場合、所属する学校に速やかに報告ください。

その後、学校よりタブレットの買替費用や修理費用の請求があった場合は、掛金のお支払い後に送信される、メールに記載された【事故の際のご連絡先】まで事故の報告をお願いいたします。

保険金の請求には学校・教育委員会からの請求書や破損状況が記載された書類が必要となります。

※加入者証は発行されませんので、掛金のお支払い後に送信されるメールを保存ください。

※このパンフレットは財産補償保険のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、ご契約のしおりをご確認いただくか、取扱代理店または日新火災にご照会ください。また、特にご注意いただきたい事項を、重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。